○経済産業省国土交通省令第三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二十九条の規定に基づき、砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣　齋藤　健

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令

砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（標識の掲示等）	（標識の様式および記載事項）
第七条　［略］	**第七条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　法第二十九条の規定による自動公衆送信による公衆の閲覧は、砂利採取業者のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。	［新設］
4　法第二十九条の経済産業省令、国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	［新設］
一　常時雇用する従業員の数が二十人以下である場合	
二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合	

備考　表中の［　］は注記である。